

特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会会員規定

(目的)

第1条 この規定は特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会（以下、本法人という）の定款に基づき、本協議会の会員に関して、必要な事項の細目を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 本法人は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同して入会した国際交流・国際協力を行う非営利団体

(2) 賛助会員

本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人または団体

2 前項のほか、理事会の議決により、その他の会員の種別および入会金、会費を定めることができる。

(正会員の要件)

第3条 本法人において、正会員の要件は次のとおりとする。

(1) 平和や人権、貧困、環境などの課題解決のための事業を行っている団体

(2) 世界の人々との異文化理解や友好親善の促進に資する事業を行っている団体

(3) 市民の意識変革を促進する事業等を行っている団体

(入会)

第4条 本法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の入会申込者が定款第3条に定める本法人の目的に賛同し、定款第5条に定める事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者にこれを通知するものとし、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもってその者にその旨を通知するものとする。

(入会金および会費の納入等)

第5条 正会員は、定款附則第5項において定められた下記の入会金および会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年会費 1口2万円 入会金 1万円

(2) 賛助会員 個人 年会費 1口5千円

団体 年会費 1口3万円

2 前項の入会金および会費は、総会において変更がなされた場合は、それによる。

3 会員が納入した入会金、会費およびその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の権利)

第6条 会員は、法令もしくは定款もしくは本会員規定により次の権利を持つ。

(1) 正会員

①定款第21条に定める総会における議決権

②定款第24条第2項第2号に定める総会の招集請求権

③定款第52条に定める閲覧請求権

④本法人発行物の受領

- ⑤会員間の連携を深める事業への参加
- ⑥テーマ別研究会への参加
- ⑦部会活動への参加
- ⑧本法人主催セミナー等への参加
- ⑨各団体間の情報交換
- ⑩国際交流・国際協力に関する情報の受領
- ⑪事業の企画の相談、協力
- ⑫加盟団体主催事業への協力（後援・共催、広報など）
- ⑬事務局収集資料の閲覧
- ⑭事務所施設の利用
- ⑮その他、理事会において認めるもの

（2）賛助会員

- ①定款第52条に定める閲覧請求権
- ②本法人発行物の受領
- ③本法人主催セミナー等への参加
- ④イベント案内の送付
- ⑤事業の活動に関する相談、協力

（退 会）

第7条 会員で本法人を退会しようとするものは、別に理事長が定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

（会員の資格喪失）

第8条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）正当な理由なく、会費を2年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じず、理事会において今後も支払い意思ないものと判断して退会と決議したとき
- （3）除名されたとき
- （4）会員である団体が解散したとき、または会員である個人が死亡したとき

（除 名）

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

- （1）定款、もしくは総会または理事会の定める規則に違反したとき
- （2）本法人の目的に反する行為をしたとき
- （3）本法人の名誉もしくは秩序を著しく害し、または公序良俗に反する行為をしたとき

附 則

この会員規定は、理事会の決定により、2002年7月10日から施行する。

改正経過

2013年5月15日一部改正。